· 内閣提出法律案(七件)

		Т.		\ • /	-		••						••/			\neg			7
	4 6	2	6	<u>*</u>	1	9	<u>*</u>	1	8 :	※ 	1	7 3	*	1	6 *	•	号		
	を改正する法律案中小企業信用保険法の一部		案 規模事業者の支援に関する法律 商工会及び商工会議所による小		律案		案特許法等の一部を改正する法律		案 活動の促進に関する臨時措置法 び再生資源の利用に関する事業 エネルギー等の使用の合理化及		備に関する法律案化のための関係法律の整工ネルギー需給構造高度		ネレギー	件 名					
	"		"			"			"			"			衆		院諄	先	
	=======================================		三、五五			-r 10			1, 10			1, 10			三五		月日	提出	
	三 (字) 二		三 多 _五			四一四			叉多六			三五五			三五五		付委 託会	参	
可決	五 三	可決		五三	可決		四三	可決		四五五	可決		三二无	可決	三元		議 養 資 会	議	
可決	五 — 四	可決		英 一四	可決		四、二六	可決		四、一六	可決		三二无	可決	毛 三 元		議本会議	院	
	= 		二、五五			三五五			17.10			11 10			二、五 二 〇	;	付委 託会	衆	汆
可決	四 三 二	可決		四 二	可決	•	四三三	可決		四、七	可決		三五	可決	71.		議委 漢 決 会	議	注)※は予算関係法律案
可決	면 = =	可決		四二二	可決		四一四	可決		八	可決		五二二	可決	三五		議本会議	院	関係法律案
																	企		

2 国 2 美 1 4 号番 来 正化に関する法律 正化に関する法律 の通 継続的な役務の提 高度医療福祉機 器の研究開発等 器の研究開発等 件 名 外 二、二〇 名 名 気 六 八 名 田 本四津敏子君 提出者 付月日 子備送 六 乓 四四 提衆出へ 付委員会 四 Ŧ, 参 六 八 議 議委員会 院 未 議本会議 了 付委 託会 衆 議 議委員会 院 議本会議 備 (委員会許可) 超 五、四、二七 考

·本院議員提出法律案 (I 件)

	6 7		号番				
	不正競争防止法案			个 ·			
			17-2	名 			
	参 		P) 		· 先		
	≡ = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	Ţ		月日	提出		
	= = : : : : : : : : : : : : : : : : : :	五、	付託	委員会	参		
可決	四、八	Ħ,	議決	委員会	議		
可決	四、九	<i>五</i> ,	議決	本会議	院		
	三 多 <u>二</u>	五、	付託	委員会	衆		
可決	五 三	Æ,	議決	委員会	議		
可決	五 三	五、	議決	本会議	院		
			備考				

·衆議院議員提出法律案 (一件)

2 5	号番					
を を を を を を を を を を を を を を	件 名					
会、六 一五 外 十 名 元、六 一五	(月 日) 提 出 者					
六 五 七	付予 月備 送					
	提本出た					
六 五 多 一	付委員会	参議				
	議委 決会	院				
	議本 決議					
六 五 一 七	付委 託員	衆議				
未	議委 決会	院				
了	議本会議					
	備					
	考					

法律案(閣法第一六号)エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する

要旨

のであって、その主な内容は次のとおりである。 替エネルギーの導入を促進するための措置等を講じようとするもため、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充及び石油代にかんがみ、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るエネルギーをめぐる経済的社会的環境が大きく変化している状況エネルギー消費の環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等量のエネルギー消費の環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正のです。で、その目が内容にどのとおりでする。

基本方針

の使用の合理化に関する基本方針を定め、これを公表する。ギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの・のを開の合理化を総合的に進める見地から、エネルギー通商産業大臣は、工場、建築物、機械器具等に係るエネル

2 エネルギー使用者の努力

ら。 意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならな意して、エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留

3 工場に係る措置

- エネルギー使用状況等を主務大臣に報告しなければなら製造業その他の政令で定める業種に属する特定事業者はし事業者の判断基準を定め、これを公表するとともに、(1) 通商産業大臣は、エネルギーの使用の合理化目標に関
- 計画の作成を指示することができる。合理化が著しく不十分な特定事業者に対しては、合理化(2) 主務大臣は判断基準に照らして、エネルギーの使用の
- 表することができる。(3) 特定事業者が指示に従わなかったときは、その旨を公
- とができる。ときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずるこ(4)(特定事業者が正当な理由がなくて指示に従わなかった

4 建築物に係る措置

- ーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。(1) 建築主は基本方針に留意して、建築物に係るエネルギ

- る。 に従わなかったときは、その旨を公表することができ(3) 建設大臣は特定建築主が正当な理由がなくてその指示
- 5 機械器具に係る措置
- 理化に資するよう努めなければならない。 方針に留意して、機械器具に係るエネルギーの使用の合(1) エネルギーを消費する機械器具の製造事業者等は基本
- 要があると認めるときは、その旨を勧告することができ、要があると認めるときは、その旨を勧告することができ、機器について、判断基準に照らして性能の向上を図る必 (2) 通商産業大臣は製造事業者等が製造又は輸入する特定
- 公表することができる。 表示をすべき旨の勧告に従わなかったときは、その旨を(3) 製造事業者等が特定機器のエネルギー消費効率に係る
- て、表示をすべきことを命ずることができる。化を著しく害すると認めるときは、審議会の意見を聴いかった場合で、機械器具に係るエネルギーの使用の合理(4) 製造事業者等が正当な理由がなくてその勧告に従わな
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、エネ理化業務 電子を選技術総合開発機構のエネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー使用合

ための補助金の交付等に関する業務を追加する。ルギーの使用の合理化のための技術開発、導入資金に充てる

二、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一

部改正

に関する業務を追加する。付、石油代替エネルギー技術等の有効性の海外における実証等石油代替エネルギー技術の導入資金に充てるための補助金の交新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、新たに

三、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一

部改正

する。 一切では、石油及びエネルギー需給構造高度化対策を実施の措置を加えた石油及びエネルギーの使用の合理化を促進するための石炭対策のほか、エネルギーの使用の合理化を促進するため化対策特別会計法に改めるとともに、当該会計において、従来、注律の題名を、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度

四、その他

定を設ける。 財政上の措置、報告及び立入検査、罰則等について所要の規

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会 |

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

ギーの導入を促進するための措置等を講じようとするものであり、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充、石油代替エネル応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、心増加、大量のエネルギーをめぐる経済的、社会的環境の変化にい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸する法律案の主な内容は、内外におけるエネルギー消費量の著しまず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関

を の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務 の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務 はに即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進す 場に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進す るため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源 国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、新たな経済的環 国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、新たな経済的環 はに即立る事業活動の促進に関する臨時措置法案の主な内容は、我が国の とい、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関す

の推進方策、省エネルギー及び新エネルギーの技術開発、再生資め、環境保全、経済成長、エネルギー需給の調和、省エネルギー委員会におきましては、両法律案を一括議題として審議を進

羊田はAk銭長ことって即蚤口頂いて上。 源の利用促進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致詳細は会議録によって御承知願います。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

業活動の促進に関する臨時措置法案(閣法第一七号)エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事

野当

って、その主な内容は次のとおりである。本法律案は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る本法律案は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る本法律案は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る

一、事業者等の努力指針の公表

主務大臣は、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用|

針を定め、これを公表する。の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力指

二、事業計画の承認

- 府県知事の承認を受けることができる。
 なお、中小企業者及び組合等は、事業計画を作成し、都道計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。利用に関する特定事業活動を行おうとする事業者等は、事業利用に関する特定事業活動を行おうとする事業者等は、事業
- 成し、事業所管大臣の承認を受けることができる。合理化のための措置を実施する場合には、共同事業計画を作2(事業者が共同して再生資源の利用及び包装材料等の使用の
- 正取引委員会と調整を行う。3 事業所管大臣は、共同事業計画の承認を行う場合には、公

三、産業基盤整備基金の特定事業活動等促進業務

- 行う特定事業活動に必要な資金等の借入れに係る債務保証を1.産業基盤整備基金は承認事業者等が承認事業計画に従って
- 活動に必要な資金等の貸付けについて利子補給金を支給す2(日本開発銀行等が行う承認事業計画に従って行う特定事業

いて特別の措置を講ずる。置法で定める課税の特例の適用、法人税又は所得税の課税につ

承認事業計画に基づく特定事業活動については、

租税特別措

五、中小企業者等が行う特定事業活動等の促進して特別の推置を請する。

る。会社法、中小企業指導法及び租税特別措置法の特例措置を講ず会社法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業投資育成株式保険法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業投資育成株式中小企業者等が行う承認事業計画については、中小企業信用

六、その他

の改正を行う。 及びェネルギー需給構造高度化対策特別会計法等について所要及びェネルギー需給構造高度化対策特別会計法等について所要の規定を設けるとともに、本法律は平成十五年等について所要の規定を設けるとともに、本法律は平成十五年資金の確保、報告の徴収及び罰則、主務大臣及び権限の委任

委員長報告

前ページ参照

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

要旨

四

課税の特例

本法律案は、技術革新の進展に伴う技術開発成果の迅速な保護を示する、大の主な内容は次のとおりである。

一、特許法の一部改正

1 特許に係る補正の範囲の適正化

の訂正等に限定する。目の拒絶理由通知を受けたとき以降は、請求項の削除、誤記目の拒絶理由通知を受けたとき以降は、請求項の削除、誤記ならない。また、特許請求の範囲の補正については、第二回明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければ明細書又は図面の補正については、願書に最初に添付した

定

2 特許に係る審判手続の簡素化

、実用新案法の一部改正の可否は、拒絶査定に対する審判において争うこととする。の可否は、拒絶査定に対する審判に対する審判を廃止し、補正るとともに、補正の却下の決定に対する審判を廃止し、補正についてする補正は、請求項の削除、誤記の訂正等に限定す拒絶査定に対する審判の請求時において、特許請求の範囲

1 早期登録制度と権利期間短縮

案権の設定の登録をする。また、実用新案権の存続期間は、要事項の不記載等により無効にされた場合等を除き、実用新実の出願があったときは、その実用新案の出願が必

実用新案の出願の日から六年とする。

2 実用新案技術評価書提示の義務づけ

すべ、この種別なが見ない。。 ま用新案技術評価書を提示して警告した後に、侵害者等にともに、実用新案権者等については、その登録実用新案に係に、実用新案技術評価を請求することができることとすると実用新案の出願又は実用新案登録については、特許庁長官

三、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の料金関係部分の改対し、その権利を行使することとする。

又は登録料を改定する。特許、実用新案、意匠及び商標についての手数料及び特許料

委員長報告

上げます。 つきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申してだいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案に

本法律案は、最近における技術開発の進展に伴う技術開発成果 |

うとするものであります。一つとするものであります。あわせて工業所有権関係料金を改定しようとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用すけ、その他工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対処するため、の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増

す。 一般が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま期間の短縮、料金値上げと中小企業支援策等の諸問題について質向と我が国の対応、新制度の円滑な実施策、補正の適正化と審査を負会におきましては、工業所有権制度をめぐる国際協議の動

どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案

は、即扱言ヨンごが、こ。 なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

要旨

本邦法人等による発展途上国等に対する事業資金の貸付け及び出本法律案は、発展途上国等における累積債務の増大等に伴い、

ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。外投資保険のてん補率の上限引き上げによる直接投資の促進を図貸付保険の新設によるアンタイドな事業資金の貸付けの促進、海が強く要請されている状況に適切に対処するため、海外事業資金資等が減少する一方で、我が国の貿易黒字の増加に伴い資金還流

一 海外事業資金貸付保険の新設

事業資金貸付保険を新設する。期資金に係る貸付金の回収不能に伴う損失等をてん補する海外期資金に係る貸付金の回収不能に伴う損失等をてん補する海外外国政府等に対するその本邦外において行う事業に必要な長

1 海外事業資金貸付の定義

る債権の取得等を言う。く。)に対する次に掲げる事業に必要な長期資金の貸付に係本邦法人等がその経営を実質的に支配しているものを除海外事業資金貸付とは、本邦法人等が行う外国政府等(当該

一 本邦外において行う事業(次号に掲げるものを除く。)

引の発達に著しく寄与する政令で定める事業 二 本邦外において行う輸出貨物の生産等、当該国の対外取

保険契約

元本若しくは利子(「貸付金等」という。)の回収不能、保った者の次の各号の一に該当する事由による貸付金債権等の一本保険の対象となる保険契約とは、海外事業資金貸付を行

証債務の履行に基づく求償権に係る回収不能等によって受け

る損失をてん補する契約であること。

- 外国における為替取引の制限又は禁止
- 外国における戦争、革命又は内乱

四 金貸付の当事者の貴めに帰することができないもの 海外事業資金貸付(保証債務の負担を除く。)の相手方 前二号以外の本邦外において生じた事由で、海外事業資

又は保証債務に係る主たる債務者の破産

で、海外事業資金貸付の当事者の責めに帰することができ 海外事業資金貸付の相手方の六月以上の債務の履行遅滞

3 保険価額、保険金額の上限

ないもの

保険価額とは、貸付金等又は保証債務の額を言う

一 同保険によってかけることのできる保険金額は、保険価 額に、1の第一号に係る貸付においては百分の九十五の範

る割合を乗じて得た金額以内であることとする。 においては百分の九十七・五の範囲内において政令で定め 囲内において政令で定める割合を、1の第二号に係る貸付

不能によって生じた損失から、次の各号に掲げる金額を控除 同保険によっててん補される額(支払い保険金)は、 回収

> した残額に、 保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た

金額とする。

得の日から六月を経過した日後に回収した金額 償還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権取 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

海外投資保険の改正

を引き上げる。 に伴う所要の改正を行うとともに、非常危険のてん補率の上限 「海外投資」の定義について、海外事業資金貸付保険の新設

海外投資の定義

質的に支配しているものに限る。)に対する本邦外において 海外投資とは、外国法人(当該本邦法人等がその経営を実

行う事業に必要な長期資金の貸付に係る債権の取得等を言う

ことに改める。

2 てん補率

に引き上げる。 非常危険のてん補率の上限を百分の九十から百分の九十五

委員長報告

につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申 ただいま議題となりました貿易保険法の一部を改正する法律案

し上げます。

本法律案は、発展途上国における累積債務の増大等に伴い、本本法律案は、発展途上国における累積債務の増大等に伴い、

の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決て市川委員より反対する旨の意見が述べられました。次いで採決われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。外事業資金貸付保険の制度化の効果等の諸問題について質疑が行援と貿易保険、貿易保険特別会計の財政状況と今後の見通し、海委員会におきましては、今後の資金還流のあり方、対ロシア支

以上、御報告申し上げます。

定いたしました。

律案(閣法第二六号)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法

要旨

な内容は次のとおりである。 本法律案は、我が国の小規模事業者が近年経営資源の高度化等 な内容は次のとおりである。 本法律案は、我が国の小規模事業者が近年経営資源の高度化等

一、小規模事業者の定義

はサービス業に属する事業者については五人)以下のものをい小規模事業者とは、常時使用する従業員数が二十人(商業又

う。

二、基本指針の策定

し公表しなければならない。を支援する事業について、所定の事項に関する基本指針を策定通商産業大臣は、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達

三、経営改善普及事業に係る補助

な経費の一部を補助することができる。経費について、都道府県が補助する場合には、当該補助に必要経営の改善発達を支援する事業(経営改善普及事業)に必要な国は、商工会等が基本指針に即して実施する小規模事業者の

な経費の一部を補助することができる。事業に関し、基本指針に即して商工会等を指導するために必要また、全国商工会連合会又は日本商工会議所が経営改善普及

四、基盤施設計画の認定

大臣の認定を受けることができる。と商工会等が認める場合は、基盤施設計画を作成し、通商産業も、当該事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であるまた、商工会等以外の者が実施する基盤施設事業について

ユ、連携計画の認定

る。 連携計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができ 連携計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができ 善発達を支援する事業と連携して実施される連携事業について の事業であって、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改 術の向上、新たな事業分野の開拓等に寄与する研修、展示会等 商工会等は、商工会等以外の者が実施する小規模事業者の技

| 六、基盤施設事業、連携事業に対する支援措置

国は認定を受けた基盤施設計画に基づく基盤施設事業の実施と、基準計画等の表面を表示であれる。

携事業を実施する場合、中小企業信用保険法の特例措置、中小ともに、商工会等以外の者が認定を受けた基盤施設事業又は連会議所による債務保証を受けられるよう所要の措置を講ずると基盤施設事業を実施する場合、全国商工会連合会及び日本商工に必要な資金の確保に努める。また、商工会等が認定を受けた

、その他

企業近代化資金等助成法の特例措置等を講ずる。

規定を設ける。 所定の報告を行わなかった者等に対する罰則等について所要の一報告の徴収及び立入検査、都道府県知事等への権限の委任、

委員長報告

る法律案は、小規模事業者をめぐる最近の厳しい経営環境にかんまず、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関すにおける審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会

ものであります。
るため、債務の保証の制度を確立する等の措置を講じようとするを決定を支援するための事業内容の拡充及びその効果的実施を図がみ、商工会及び商工会議所が実施する小規模事業者の経営の改

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、最近に

額を引き上げようとするものであります。特別小口保険、公害防止保険及びエネルギー対策保険の付保限度するため、中小企業信用保険について、普通保険、無担保保険、の変化等に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑における中小企業の資金需要の大口化、中小企業をめぐる金融環境

質疑を行うなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録に等の諸問題について質疑を行うとともに、参考人の出席を求めて係、商工会、商工会議所のあり方、中小企業をめぐる景気動向と工会議所の体制強化の必要性、基盤施設事業と地域振興策との関工会議所の体制強化の必要性、基盤施設事業と地域振興策との関

 よって御承知願います。

決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は全会一致決いで中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。事業者の支援に関する法律案について採決の結果、本法律案は全次いで採決に入り、まず、商工会及び商工会議所による小規模

以上、御報告申し上げます。をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第四六

号

要旨

額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりを図るため、中小企業信用保険の一中小企業者当たりの付保限度めぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者の資金調達の円滑化本法律案は、最近の中小企業の資金需要の大口化、中小企業を

一、普通保険

である。

は四億円)に引き上げる。二千万円(組合の場合は二億四千万円(組合の場合は二億四千万円)を二億円(組合の場合一般的な保険である普通保険の付保限度額については、一億

二、無担保保険

ては、千五百万円を二千万円に引き上げる。物的担保の不要な保険である無担保保険の付保限度額につい

三、特別小口保険

無担保・無保証人による保険である特別小口保険の付保限度

額については、四百五十万円を五百万円に引き上げる。

四、公害防止保険

万円(組合の場合は一億円)に引き上げる。限度額については、二千万円(組合の場合は四千万円)を五千、公害防止に要する費用に係る保険である公害防止保険の付保

五、エネルギー対策保険

合は四億円)に引き上げる。ついては、一億円(組合の場合は二億円)を二億円(組合の場設置費用に係る保険であるエネルギー対策保険の付保限度額に設置すれがギー又は石油代替エネルギーの導入に資する施設の

委員長報告

一四六ページ参照

不正競争防止法案(閣法第六七号)

安旨

ひらがな口語体への変更、目的及び不正競争の定義の明確化を行あって、国民にとって分かりやすい法律とするため、法の表記のに対応するため、現行不正競争防止法を全面的に見直したもので本法律案は、最近における不正競争をめぐる情勢の変化に適切

主な内容は次のとおりである。限度額の引上げ等刑事罰の強化を行おうとするものであり、その類型への追加、営業上の利益を害された者の救済面の充実、罰金競争の確保のため、商品の形態を模倣する行為等の不正競争行為

一、法律の表記のひらがな化、目的規定の創設

目的規定を設ける。を確保し、国民経済の発展に寄与するためのものであることのするとともに、事業者間の公正な競争、国際約束の的確な実施カタカナ表記の現行不正競争防止法に替え、ひらがなで表記

二、不正競争の定義

態を模倣して利用する行為を不正競争類型として定義する。の表示を自己商品等に無断で使用する等の行為、他人の商品形正競争類型を定義付けするほか、新たに、他人の著名な商品等不正手段により営業秘密を取得・不正開示する行為等現行の不他人の商品等の表示を使用して自己商品と混同させる行為、

三、差止請求権

故意又は過失による不正競争行為によって営業利益を侵害さ四、損害賠償請求権、損害の額の推定及び書類提出命令おそれがある者の侵害行為の停止又は予防請求を認める。不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害される

書類の提出命令権限を裁判所に認める。 を設け立証を容易にする。また、損害を算定するに必要な関係 れた者の損害賠償請求を認めるとともに、 損害の額の推定規定

Ę 信用回復措置

に認める。 た場合に、それを回復するための必要な措置命令権限を裁判所 故意又は過失による不正競争によって営業上の信用を害され

六、外国の国旗等の無許可使用の禁止

外国の国旗、 国際機関の標章等を許可なく商業利用すること

七、不正競争の適用除外事項

を禁止する。

商品、営業の普通名称等となっているものについては、それ

を普通の商業的利用に供しても不正競争とはしないこととす

八、罰則の強化等

する罰金限度額を三百万円に引き上げるとともに、それらの者 不正競争を行った者、外国国旗等を許可なく使用した者に対

を使用する法人に対しては両罰規定の罰金限度額を一億円に重

課する。

九 その他

営業秘密における差止請求権の消滅時効、 所要の経過規定な

どを設ける。

を充実しようとするものであります。 い法律とした上、新たに商品の形態を模倣する行為等の停止また 工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 とともに、営業上の利益を侵害された者の救済を図るための制度 するため、現行法の全部を改正し、平仮名化するなどわかりやす 業者の営業上の利益を保護し、かつ事業者間の公正な競争を確保 は予防を請求することができることとして不正競争の防止を図る 本法案は、多様かつ巧妙化する不正競争の現状にかんがみ、事 ただいま議題となりました不正競争防止法案につきまして、 商

為類型の拡充と一般条項、国際的枠組みとの整合性、不正商品規 は会議録によって御承知願います。 制のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細 委員会におきましては、本法の目的と消費者保護、不正競争行

おり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案ど

以上、御報告申し上げます。